

平成18年5月11日

佃島小学校 PTA 会長 真部 温美
同 会計・会計監査一同

先般お配りいたしました「平成18年度 PTA 総会資料」の中にあります『平成17年度中央区立佃島小学校 PTA 歳入歳出決算書』におきまして、以下の通り補足説明がございますので一読の上、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。なお裏面に参考資料がありますのでご参照ください。

平成11年度～14年度における校庭開放未実施日分の受託収入返金について

前年度より PTA 特別会計（周年行事用積み立て）を廃止し、会計を一本化するにあたり、過年度分の校庭開放に関する会計の調査をしていたところ、平成11年～14年にかけて、校庭開放が未実施だったにも関わらず区に対し委託金を請求していた日があったことがわかりました。17年度役員としてはただちに学校と区にその事実を報告し処理方法を相談したところ、9月27日に中央区教育委員会次長・同学務課長から役員全員に説明がありました。

それは、「当時校庭開放の会計処理は教頭先生窓口に行われており、その金銭の受け渡し、書類の提出も、当時の PTA は関わっておらず教頭先生に一任していた。よってこの件は教頭先生の誤請求により起きたものである。そこでそれに関わった元教頭先生2名に返金してもらおうが、教頭先生も PTA の一員としてこの処理を行ったものであるから、現佃島小学校 PTA 名で返金という形で処理したいので了承してもらいたい。なお私的に流用したわけではなく、学校のための費用として使われたものと判断している」との内容でした。

このような経緯をふまえ現佃島小学校 PTA の会計の処理としては、これを明瞭に処理する必要があるため、元教頭先生2名に PTA の口座に入金してもらい、区に支払うことにより、通帳に記録が残るよう処理いたしました。さらに総会で会員にそのことを明らかにする、必要があれば区からもその事を会員に説明していただくということを要請しました。

そのため平成17年度 PTA 会計「校庭開放受託収入」と「校庭開放支出金」の中において約40万円の出し入れが行われました。

決算書においては、本来の**受託収入・支出金**にこの**戻入金**が加わっていることが明確にわからないため、参考資料として裏面に「校庭開放受託収入」と「校庭開放支出金」の二項目について、**受託収入・支出金と、この戻入金を分けて記載し、説明を加えたもの**を作成いたしました。この件につきましては同資料をご参照いただきご理解いただきますようお願いいたします。

なお14年度分に関しては、当番の謝礼金1名分¥2600のうち PTA の行事用に¥600を PTA 行事積み立て金としてご寄付いただくということが運営委員会です承の上行われていたため、未実施日請求6日分も教頭先生より PTA に渡されており計¥14,400が PTA の会計に入っております。その分は現 PTA 会計より返金しておりますのでご了承ください。

※校庭開放の委託金は17年度より実績払いに変更されました。よってこのような誤支給のないようなシステムになっております。また現在委託金の管理は全面的に PTA 会計の方で行っております。

